七　平成十五年総務省告示第二十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一の項を次のように改める。

一	削除

第一項の表一四四の項を次のように改める。

一四四	削除

八　平成十五年総務省告示第七百十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一二の項を次のように改める。

一二	削除

第一項の表二四の項を次のように改める。

二四	削除

第一項の表三二の項を次のように改める。

三二	削除

九　平成十六年総務省告示第九百四十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一八の項を次のように改める。

一八	削除

十　平成十七年総務省告示第五百六十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表五の項を次のように改める。

五	削除

十一　平成十七年総務省告示第千二百五十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表七の項を次のように改める。

七	削除

十二　平成十八年総務省告示第百六十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二〇の項を次のように改める。

二〇	削除

十三　平成十八年総務省告示第六百八十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一五九の項を次のように改める。

一五九	削除

第一項の表二〇三の項を次のように改める。

二〇三	削除

十四　平成十九年総務省告示第百六十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三三一の項を次のように改める。

331	削除

第一項の表六二〇の項を次のように改める。

620	削除

第一項の表七八三の項を次のように改める。

783	削除

第一項の表七八五の項を次のように改める。

785	削除

十五　平成十九年総務省告示第二百七十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第四項の表八の項を次のように改める。

8	削除

十六　平成十九年総務省告示第四百二十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三五〇の項を次のように改める。

350	削除

第四項の表二の項中「(103.26)」を「(98.26)」に改め、同表三の項中「(94.03)」を「(100.03)」に改める。

十七　平成二十年総務省告示第六十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表四の項を次のように改める。

4	削除

第一項の表一一の項を次のように改める。

11	削除

第四項の表二八の項を次のように改める。

28	削除

十八　平成二十年総務省告示第三百九十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第三項の表九の項を次のように改める。

9	削除